

意見第1号

同性婚の法制化を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2023年6月26日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
杉野修
岡崎克巳
田村栄子

久喜市議会議長 上條哲弘 様

同性婚の法制化を求める意見書

わが国には多くの同性のカップルが婚姻に相当する生活を営んでいます。しかし法律上は「同性婚」の制度が存在しないため、相続や財産の処分、親権、税、医療、年金など、さまざまな場面で、「婚姻」と認められないがための不利益を受けています。

本年5月、名古屋地裁で、同性婚を認めない現行の婚姻・家族制度は憲法に違反するとの判決がありました。ここでは法の下での平等を定めた憲法14条1項だけでなく、婚姻に関する法律の制定で個人の尊厳への立脚を求めた24条2項にも違反していると判断されました。一昨年来、札幌地裁における「違憲」判決、東京地裁における「違憲状態」の判決、大阪地裁判決では「将来的な違憲の可能性」を指摘するなど、同性婚を認めるべきとする法的環境が進んでいます。

すでに世界では34の国と地域が同性婚を認めています（2023年2月現在）。日本でのパートナーシップ導入自治体は300を超え、人口カバー率は7割を超えています。それでも「婚姻」に匹敵する法的効果がないがために限界があることは否定できません。

5月に広島で開催された主要7カ国首脳会議（G7サミット）首脳宣言では、「あらゆる人々が性的指向に関係なく、生き生きとした人生を享受できる社会を実現する」との文言が盛り込まれました。同性婚の法制化は今や世界的趨勢であり、国際的要請にも応えるものです。

婚姻の本質は同性・異性に関わらず2人で共同生活を営むことにあり、それを公的に保障するのが婚姻・家族制度です。にもかかわらず、同性カップルは国の制度による社会的承認を得られず、異性カップルには当然に保障される婚姻・家族の関係を保護する枠組みすら与えられていないのはきわめて不合理です。

政府もこれまで憲法24条において「同性婚は想定されていない」としつつも、「同性婚が違憲である」とは説明していません。最近の各種世論調査では、同性婚の法制化への賛成が反対を上回っており、同性婚を法的に認めた場合でも、国民が何らかの不利をこうむることは考えられません。

よって、国は同性婚の法制化を進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
あて